

第2次粕屋町地球温暖化対策実行計画

粕屋町

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の期間.....	2
第3節 計画の範囲.....	2
第4節 対象とする温室効果ガス.....	3
第5節 温室効果ガス排出量の算定方法.....	4
第2章 本町の現況	5
第1節 活動量.....	5
第2節 二酸化炭素排出量.....	6
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	9
第1節 目標値.....	9
第2節 施設ごとの削減目標.....	9
第4章 温室効果ガス排出量削減のための取組	11
第5章 計画運用	13
第1節 推進体制.....	13
第2節 作業内容.....	14

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を目指すこと等も定められています。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

さらに、2019年6月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。その中で、我が国は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとしています。

粕屋町においては、2013年に粕屋町地球温暖化対策実行計画（計画期間：2013年～2017年）を策定しました。その結果、2017年度における温室効果ガス排出量を2011年度比で5%以上削減するという目標を達成することができました。

引き続き、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する国の目標を踏まえ、「第2次粕屋町地球温暖化対策実行計画」の改訂を行います。

第2節 計画の期間

計画期間は2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2018年度から2023年度までの6年間とします。

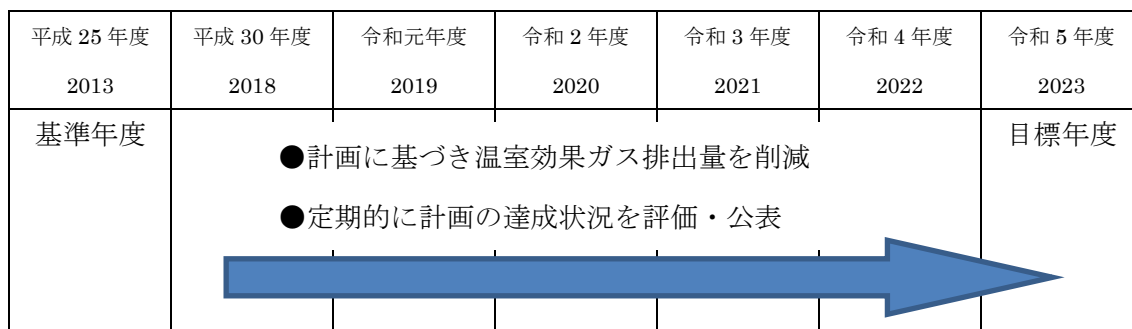


図1-1 計画の期間イメージ

第3節 計画の範囲

本計画の範囲は、町におけるすべての事務・事業（指定管理者制度の対象施設を除く）とします。

本計画の対象とする組織・施設の範囲は表1-1のとおりです。

表1-1 計画の対象とする組織・施設の範囲

施設区分	管轄課名	施設名等
庁舎	総務部総務課	役場庁舎
	総務部協働のまちづくり課	消防本部格納庫、町訓練場
福祉・文化施設	住民福祉部介護福祉課	袖須文化センター、上大隈公民会館
	住民福祉部健康づくり課	健康センター
	教育委員会事務局社会教育課	サンレイクかすや（生涯学習センター）、かすやドーム、粕屋フォーラム、駕与丁グラウンド、東中学校グラウンド、中央スポーツ公園ゲートボール場
幼稚園、保育所	住民福祉部子ども未来課	大川幼稚園、中央幼稚園、仲原幼稚園、西幼稚園、西保育所、仲原保育所、保育所給食センター、中央保育所、かすやこども館
小中学校	教育委員会事務局学校教育課	粕屋東中学校、粕屋中学校、大川小学校、仲原小学校、中央小学校、西小学校
	教育委員会事務局学校給食協同調理場	学校給食センター
環境・生活施設	都市政策部都市計画課	JR駅（ハーモニーホール、待合所、駐輪場）、駕与丁公園、その他の公園
	都市政策部道路環境整備課	旧清掃センター、街路灯
上下水道施設	都市政策部上下水道課	再生処理施設、浄水場、ポンプ施設

第4節 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法の第2条第3項に示された6種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

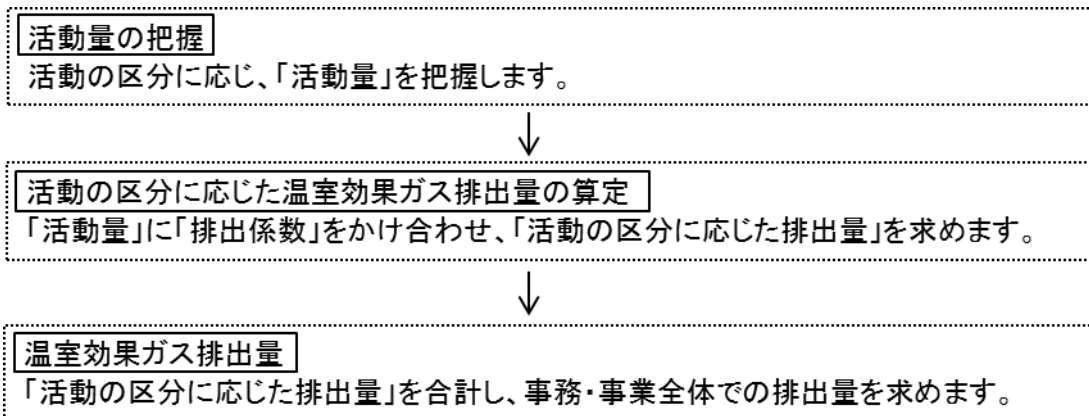
表 1-2 温室効果ガスの種類および特徴

温室効果ガスの種類	特徴
二酸化炭素 (CO ₂)	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生します。
メタン (CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分です。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じます。化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の焼却等により発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	土中の有機物、窒素肥料の分解等の燃焼により発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用されます。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として使用されます。
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用等として使用されます。

第5節 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定は、以下に示すフローに沿って行います。算定に当たっては、環境省のHPに公表されている「かんたん算定シート Ver4.0」を使用します。



(2) 排出係数

本計画の温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数は表 1-3 のとおりです。平成 25 年度の排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正：平成 28 年 5 月 27 日政令第 231 号)」第 3 条および第 4 条に基づき設定します。

表 1-3 二酸化炭素の排出に関する排出係数

活動区分		単位	H25年度 排出係数
燃料	ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.32
	灯油	kg-CO ₂ /L	2.49
	軽油	kg-CO ₂ /L	2.58
	液化石油ガス (LPG)	kg-CO ₂ /kg	3.00
電気		kg-CO ₂ /kWh	0.613 ^{※1}

※1 「平成 25 年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について (おしらせ)」：環境省」における、九州電力株式会社の実排出係数です。

第2章 本町の現況

第1節 活動量

(1) 平成25年度の活動量

平成25年度における活動区分ごとの活動量は、表2-1のとおりです。燃料使用量の経月変化は図2-1～図2-2のとおりです。公用車におけるガソリンの使用料は夏季、灯油においては冬季に増加しています。電気の使用量は、夏季および冬季に使用量が増加しており、LPGにおいては、冬季に使用量が増加しています。

表2-1 平成25年度における活動量

活動区分		活動量	
			単位
燃料	ガソリン（公用車）	16,280	L
	ガソリン（公用車以外）	285	L
	灯油	2,510	L
	軽油（公用車）	2,751	L
	軽油（公用車以外）	0	L
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	113,345	kg
電気（九州電力）		6,522,403	kWh

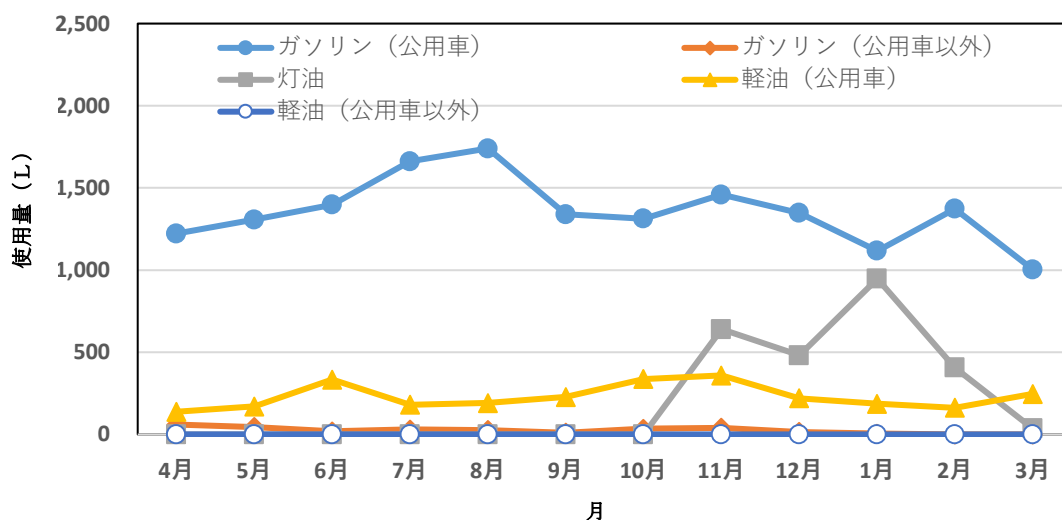


図2-1 エネルギー（燃料）使用量の経月変化

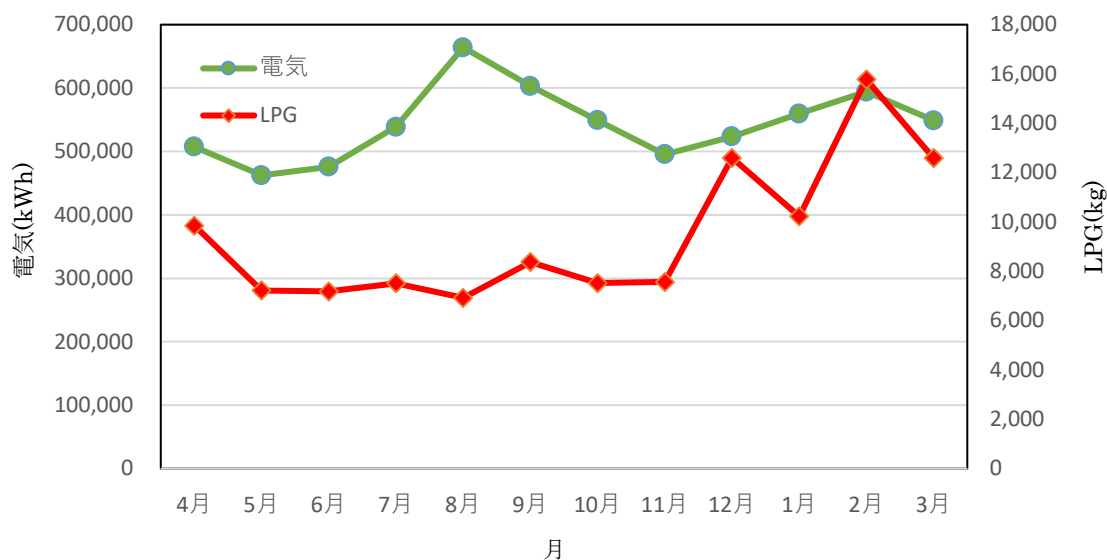


図2-2 エネルギー（電気・LPG）使用量の経月変化

第2節 二酸化炭素排出量

(1) 活動区分別排出量

平成25年度における二酸化炭素の総排出量は、表2-2 および図2-3のとおりで、4,390,050kg-CO₂です。

活動区分別の二酸化炭素の排出割合は、電気の使用によるものが最も多く全体の91.1%を占め、次いで液化石油ガス(LPG)が7.7%となっており、これらで全体の98.8%を占めています。

表2-2 平成25年度における活動区分別の二酸化炭素排出量

活動区分		活動量		排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
			単位		
燃料	ガソリン(公用車)	16,280	L	37,770	0.9
	ガソリン(公用車以外)	285	L	662	0.0
	灯油	2,510	L	6,250	0.1
	軽油(公用車)	2,751	L	7,098	0.2
	軽油(公用車以外)	0	L	0	0.0
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	113,345	kg	340,037	7.7
電気(九州電力)		6,522,403	kWh	3,998,233	91.1
合計				4,390,050	100.0

注 各数値の端数処理により、合計と合わない場合があります。

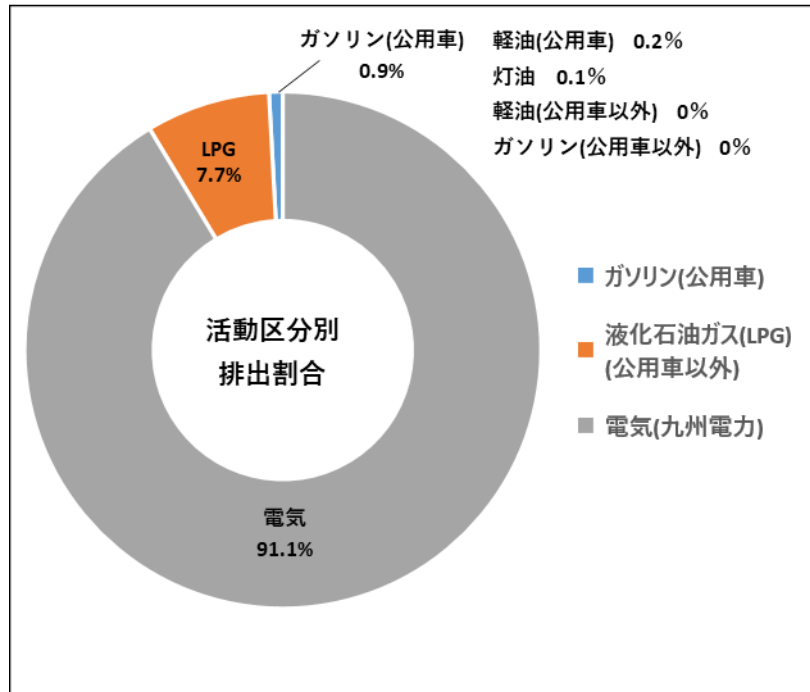


図2-3 活動区分別の二酸化炭素排出割合

(2) 課別排出量

課別の二酸化炭素の排出割合は表2-3および図2-4のとおりです。課別の排出割合は、上下水道課の排出量が最も多く全体の35.9%を占め、次いで社会教育課が28.4%、学校教育課が12.5%となっており、これらで全体の76.8%を占めています。

表2-3 平成25年度における課別の二酸化炭素排出量

施設区分	課名	排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)	主な排出原因となっている施設
庁舎	総務課	438,570	9.99	役場庁舎
	協働のまちづくり課	2,176	0.05	
福祉・文化施設	介護福祉課	832	0.02	
	健康づくり課	50,298	1.15	
	社会教育課	1,247,200	28.41	サンレイクかすや、かすやドーム、粕屋フォーラム
幼稚園・保育所	子ども未来課	151,650	3.45	仲原保育所（保育所給食センターの電気使用量含む）
小中学校	学校教育課	549,407	12.51	中学校（2）、小学校（4）
	学校給食共同調理場	201,165	4.58	学校給食センター
環境・生活施設	都市整備課	34,083	0.78	
	環境生活課	136,658	3.11	駕与丁公園、JR駅
上下水道施設	上下水道課	1,578,012	35.95	浄水場、再生処理施設
合計		4,390,051	100	

注 各数値の端数処理により、合計と合わない場合があります。

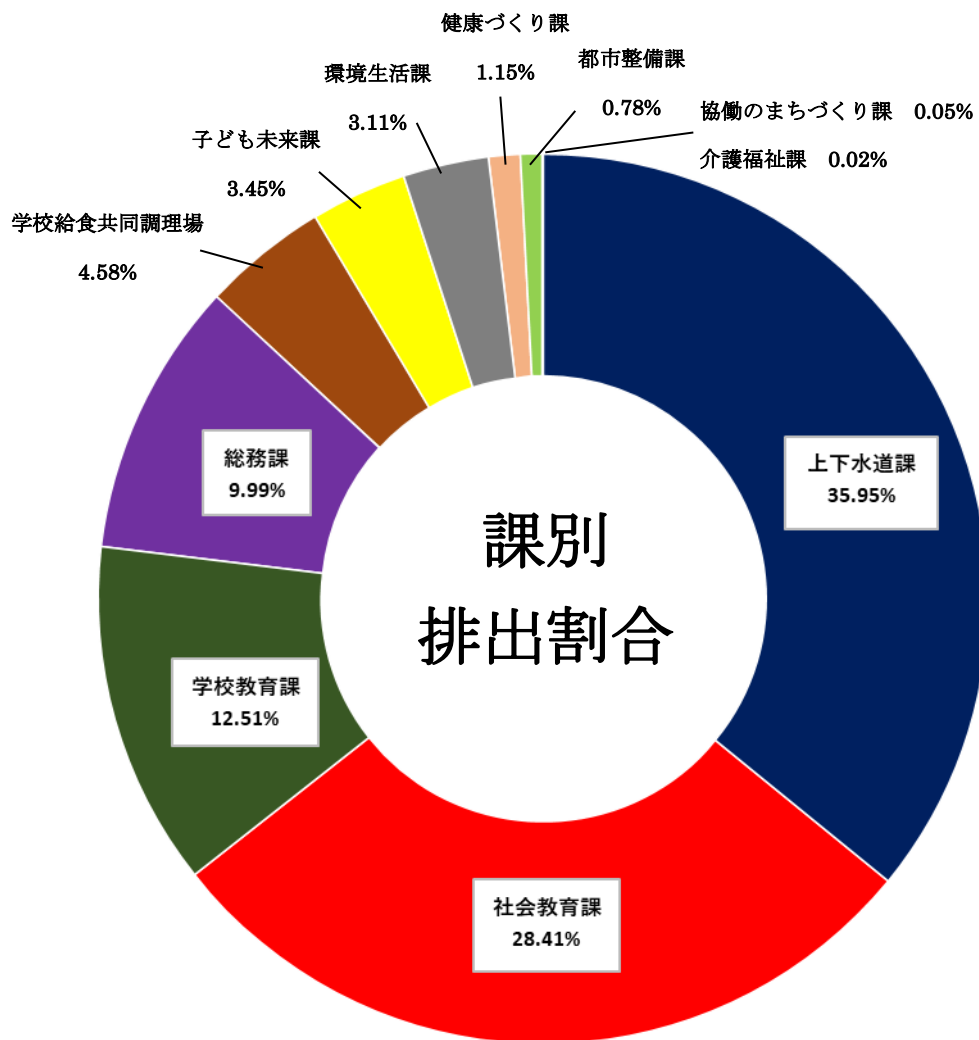


図2-4 課別の二酸化炭素排出割合

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

第1節 目標値

粕屋町は国の「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを最終目標とします。

また、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会の情勢の変化等も考えられることから、5年ごとに状況を確認し、必要に応じて計画に修正を加えます。

2013年度～2017年度を対象とした粕屋町地球温暖化対策実行計画では、2013年度比で21.5%削減しております。第2粕屋町地球温暖化対策実行計画では、2018年度から2023年度までの6年間で、温室効果ガス排出量を2013年度比25%以上削減することを目標とします。

目標

2023年(R5)度における温室効果ガス排出量を
2013年(H25)度比で25%以上削減する。

第2節 施設ごとの削減目標

本計画では、取組の対象となる個別の活動項目に対し、表3-1のとおり削減目標を設定します。なお、施設ごとの削減目標は概算値であり、全体で基準年度比25%以上の削減を目指すための目安です。

表3-1 施設ごとの温室効果ガス排出量削減目標

	管理課名	施設名等	排出量 (kg-CO ₂)	令和4年度目標	
				削減量 (kg-CO ₂)	削減割合 (%)
庁舎	総務課	役場庁舎	438,570	109,643	25.0
消防施設	協働のまちづくり課	消防本部格納庫	1,869	374	20.0
		町訓練場	307	61	20.0
福祉・ 文化施設	介護福祉課	袖須文化センター	517	103	20.0
		上大隈公民館	315	63	20.0
	健康づくり課	健康センター	50,298	12,072	24.0
	社会教育課	サンレイクかすや (生涯学習センター)	363,320	90,830	25.0
		かすやドーム	664,141	169,356	25.5
		粕屋フォーラム	194,007	48,502	25.0
		駕与丁グラウンド	19,126	4,399	23.0
		東中学校グラウンド	5,999	1,260	21.0
		中央スポーツ公園 ゲートボール場	607	121	20.0
	幼稚園・ 保育所	子ども未来課	大川幼稚園	9,687	2,034
中央幼稚園			1,033	207	20.0
仲原幼稚園			9,954	2,090	21.0
西幼稚園			8,089	1,699	21.0
西保育所			41,635	9,576	23.0
仲原保育所			44,103	10,144	23.0
仲原保育所分園			1,494	※1 0	
保育所給食センター			10,055	2,313	23.0
中央保育所			25,602	5,888	23.0
かすやこども館			※2 36,923	8,492	23.0
小中学校	学校教育課	粕屋東中学校	112,407	28,102	25.0
		粕屋中学校	103,609	25,902	25.0
		大川小学校	69,235	16,616	24.0
		仲原小学校	69,588	16,701	24.0
		中央小学校	117,674	29,419	25.0
		西小学校	76,895	18,455	24.0
	学校給食共同調理場	学校給食センター	201,165	50,291	25.0
環境・ 生活施設	道路環境整備課	道路	34,083	7,839	23.0
		旧清掃センター	2,849	570	20.0
	都市計画課	JR駅	51,617	12,388	24.0
		駕与丁公園 その他公園	50,659 31,533	12,158 7,253	24.0 23.0
上下水道 施設	上下水道課	再生処理施設	566,872	144,552	25.5
		浄水場	974,659	248,538	25.5
		ポンプ施設	36,479	8,390	23.0
合計			4,426,975	1,106,401	25.0

※1 仲原保育所分園については、2017年度に廃館。

※2 かすやこども館については、2016年度の開館開始の排出量を適用。

注) 各数値の端数処理により、合計と合わない場合があります。

第4章 温室効果ガス排出量削減のための取組

(1) 重点的な取組

本町では、表4-1に示す項目を、エネルギーおよび資源の適正な使用に関する重点取組項目として設定します。

表4-1 エネルギーおよび資源の適正な使用に関する重点取組項目

分類	取組の内容
電化製品	<ul style="list-style-type: none"> ●退庁時に、周辺機器の電源が切れているか確認し、長時間使用しない場合はコンセントを抜く。 ●昼休み中は、業務に支障のない範囲で電源を切る。 ●会議等で長時間使用しない場合は、省エネモードや電源を切るなどして、省電力を図る。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ●使用しない会議室等は消灯を行う。 ●昼休み中は、来客対応時を除き、消灯を行う。 ●トイレ及び給湯室等の断続的に使用する箇所の照明は、使用のつど消灯を行う。
空調	<ul style="list-style-type: none"> ●ブラインドの活用や、窓の開閉により空調の使用を控える。 ●温度設定は冷房28℃、暖房20℃を目安とする。 ●会議室等の空調は、使用后必ず運転を停止する。
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ●荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際はアイドリングをやめ、確実にエンジンを切る。 ●発信するときは、緩やかにアクセルを踏む。 ●減速時には、早めにアクセルを離す。 ●不要な荷物は下ろす。 ●バス及び電車等の公共交通機関を積極的に利用する。 ●近距離の移動の際は、できるだけ徒歩又は自転車を利用する。
燃料	<ul style="list-style-type: none"> ●ガスコンロ湯沸し器を効率的に使用する。 ●冷暖房温度設定を適正に管理する。 ●使用量の把握および管理を行う。
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ●両面印刷、裏面利用、縮小機能を徹底する。 ●ミスコピー防止のため、コピー機使用後は必ずリセットする。 ●個人情報や機密情報等が記載されていない紙やミスしたコピー紙はメモ紙として使用するか、裏面利用するなど、有効活用する。 ●各種資料の共有化を図り、できる限り個人所有の資料を減らす。
水	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときはこまめに水を止める。 ●利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。 ●トイレの水を何回も流さない。 ●公用車の清掃の際にバケツを使用し、ホースの水を流しっぱなしにしない。
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ●会議等における資料配付の際は、封筒の使用は必要最小限とする。 ●不要となった備品類は、保管転換により他課所で再使用できるようにする。 ●分別収集回収容器を設置し、ごみの分別を徹底する。

(2) 環境負荷を低減するための設備の更新および物品等の調達に関する取組

本町では、表 4-2 に示す項目を、環境負荷を低減するための重点取組項目として設定します。

表4-2 環境負荷を低減するための重点取組項目

分類	取組の内容
電化製品	<ul style="list-style-type: none"> ●適正規模の電化製品を選ぶ。 ●電化製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
空調	<ul style="list-style-type: none"> ●窓ガラスへの断熱フィルムの張り付けなど建物自体の断熱性・保温性を高める。 ●二酸化炭素吸収や断熱機能の向上に寄与する敷地・屋上・ベランダなどの緑化を推進し、維持管理においても環境に負荷を与えないよう配慮する。 ●空調設備を更新する際は、できるだけ省エネルギー性能に優れたものにするよう努める。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ●常時灯等の更新時は環境負荷の少ない製品を選択する。 ●照明、空調設備については器具、機種の定期的な点検により効率化を図る。
省エネルギー設備	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費量が少ない設備を積極的に導入する。
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ●公用車の購入及び更新時には、低公害車または低燃費車を選択する。 ●適時適切な整備の励行を図る。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ●節水型製品の導入に努める（蛇口に節水コマなどの節水機器を取り付ける）。 ●日頃から水漏れの点検を行う。
調達	<ul style="list-style-type: none"> ●備品類、機器類は、耐久性が高くまた修理により長時間使用できる製品を優先的に購入する。 ●環境への配慮を示すエコマーク及びグリーンマーク等のラベルを貼付された物品の購入に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●夏季期間及び冬季期間は気候に合った服装（クールビズ、ウォームビズ）をする。 ●毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退社を推奨することで節電に努める。 ●グリーンカーテンを積極的に推進する。

第5章 計画の運用

第1節 推進体制

計画の推進体制は以下のとおりです。

粕屋町地球温暖化対策実行委員会（以下「実行委員会」という）

- 計画の進捗状況进行评估し、目標の達成に必要な取組項目を検討・指示します。
- 必要に応じて計画の見直しを行います。
- 事務局は道路環境整備課に設置します。

事務局

- 道路環境整備課が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映します。

施設担当者

- 所管する組織における取組の推進、取組状況の把握、活動量の把握を行います。
- 施設を所管する組織に対して本計画の周知徹底を図り、取組の推進を図ります。

全職員（対象施設に携わる職員を含む）

- 本計画に基づき、事務・事業における温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。

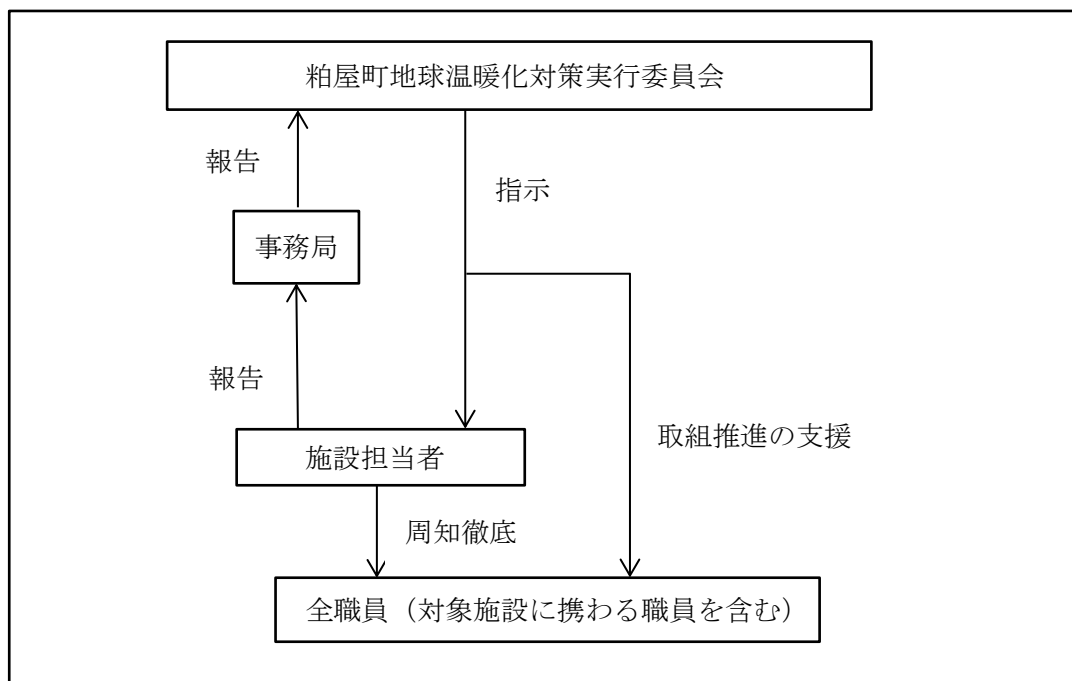


図5-1 計画の推進および評価のための体制概略図

第2節 作業内容

(1) 作業内容の流れ

①実態調査

温室効果ガス排出量の算定に係る活動量や取組の実施状況等の情報を毎年度把握します。情報把握は、施設担当者が調査票に必要事項を記入することにより行います。調査票様式の作成は事務局が行い、施設担当者に配布します。施設担当者は調査票を記入後、事務局に提出します。



②排出量の算定

実態調査で把握した活動量を基に、温室効果ガスの排出量を算定します。排出量の算定は事務局が行います。算定結果は、実行委員会へ報告します。



③分析・評価

実行委員会は、温室効果ガスの排出状況について評価を行います。評価は、当該年度と前年度の排出量を比較し、その差の要因（増減要因）を分析する方法で行います。



④見直し

評価結果により見直しの必要性が認められた場合は、実行委員会において、計画の見直しを行い、次年度の計画に反映します。



⑤公表

本計画の内容、実施状況、計画見直しに関する事項等を広報および粕屋町ホームページを通じて町民に公表します。計画の進捗状況等を積極的に公表することで、町民、事業者による地球温暖化対策への取組を促進します。



⑥推進

施設担当者は、施設を所管する組織において本計画の周知徹底を図り、全職員参加による地球温暖化対策を推進します。また、道路環境整備課が目標達成のための職員研修会の開催や、取組推進のための支援を行います。

(2) 点検・評価・見直し体制

計画の進行管理は、①計画の策定（PLAN）②計画の実行（DO）③実施状況の点検・評価（CHECK）④計画の公表・見直し（ACTION）という、PDCAサイクルによる進行管理を行っています。

